

令和 4 年 4 月 26 日

令和 4 年登米市議会定例会 4 月特別議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番

報 告 第 2 号	登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について
-----------	--

本件は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について（令和4年2月22日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室、総務省自治税務局市町村税課）の発出に伴い、国民健康保険税の減免に関する本条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

（新旧対照表 5 ページ）

報 告 第 3 号	登米市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について
-----------	--

本件は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）の一部を改正する省令が令和4年4月1日から施行されたことに伴う、本条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

（新旧対照表 6 ページ）

議 案 第 45 号	令和4年度登米市一般会計補正予算（第2号）
議 案 第 46 号	令和4年度登米市水道事業会計補正予算（第2号）
議 案 第 47 号	令和4年度登米市下水道事業会計補正予算（第1号）
議 案 第 48 号	令和4年度登米市病院事業会計補正予算（第2号）

本案は、議案第45号令和4年度登米市一般会計補正予算（第2号）から議案第48号令和4年度登米市病院事業会計補正予算（第2号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 6 億 6,687 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 442 億 4,406 万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、令和 4 年 3 月 16 日に発生した福島県沖を震源とする地震による災害復旧関連事業費として、被災住宅復旧事業 6,675 万円、災害弔慰金及び災害見舞金支給並びに災害援護資金貸付金事業 6,485 万円、道路橋りょう災害復旧事業 2 億 6,473 万円、社会教育施設災害復旧事業 5,237 万円、その他公共施設等災害復旧事業 6,074 万円などを増額して計上しております。

歳入では、公共土木施設災害復旧費負担金などの国庫支出金 4,950 万円、災害救助費負担金などの県支出金 6,982 万円、ガバメントクラウドファンディングによる、ふるさと応援寄附金 3,000 万円、災害復旧事業などにかかる市債 4 億 3,480 万円などを増額して計上しております。

また、地方債補正として追加 7 件、変更 2 件を計上しております。

企業会計については、一般会計同様に災害復旧関連事業費として、水道事業会計で、被災した水道施設の災害復旧費用など、水道事業費用 638 万円、資本的収入 260 万円、資本的支出 440 万円を増額するほか、災害復旧費用に充てる企業債の補正として追加 1 件を計上しております。

下水道事業会計では、被災した下水道施設の災害復旧費用など、下水道事業費用 4,300 万円、資本的収入及び支出をそれぞれ 1 億 2,000 万円増額するほか、災害復旧費用に充てる企業債の補正として追加 3 件を計上しております。

病院事業会計では、被災した病院施設等の災害復旧費用として、医業費用 74 万円、資本的収入 4,894 万円、資本的支出 4,945 万円を増額するほか、災害復旧費用に充てる企業債の補正として追加 1 件を計上しております。

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
(趣旨) 第1条 東日本大震災の被災者であって市民税、固定資産税又は国民健康保険税の納税義務のあるものに対する平成23年度分の市民税、固定資産税及び国民健康保険税並びに平成24年度分から<u>令和4年度分</u>までの国民健康保険税の軽減及び免除（以下「減免」という。）については、この条例の定めるところによる。 第2条・第3条 （略） （国民健康保険税の減免） 第4条 （略） 2 東京電力福島原子力発電所の事故により原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への避難に係る内閣総理大臣の指示の対象となった区域、同法第20条第3項の規定による計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている区域又はこれらに準ずる区域として市長が必要と認めるものから転入した者に係る平成23年度から<u>令和4年度</u>までに課する当該年度分の国民健康保険税については、<u>令和5年3月末日</u>までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収の対象となる年金の給付の支払日）が到来するものに限り、免除する。 第5条～第7条 （略）	(趣旨) 第1条 東日本大震災の被災者であって市民税、固定資産税又は国民健康保険税の納税義務のあるものに対する平成23年度分の市民税、固定資産税及び国民健康保険税並びに平成24年度分から<u>令和3年度分</u>までの国民健康保険税の軽減及び免除（以下「減免」という。）については、この条例の定めるところによる。 第2条・第3条 （略） （国民健康保険税の減免） 第4条 （略） 2 東京電力福島原子力発電所の事故により原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への避難に係る内閣総理大臣の指示の対象となった区域、同法第20条第3項の規定による計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている区域又はこれらに準ずる区域として市長が必要と認めるものから転入した者に係る平成23年度から<u>令和3年度</u>までに課する当該年度分の国民健康保険税については、<u>令和4年3月末日</u>までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収の対象となる年金の給付の支払日）が到来するものに限り、免除する。 第5条～第7条 （略）

登米市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条 (略) (固定資産税の免除等) 第2条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第1条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から<u>令和6年3月31日</u>までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後<u>3年</u>を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したもの（法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）について、特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以降に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。以下「固定資産」という。）に対して課する固定資産税は、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以降3年度に限り免除する。 2 (略) 第3条～第5条 (略)	第1条 (略) (固定資産税の免除等) 第2条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第1条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から<u>令和4年3月31日</u>までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後<u>2年</u>を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したもの（法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）について、特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以降に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。以下「固定資産」という。）に対して課する固定資産税は、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以降3年度に限り免除する。 2 (略) 第3条～第5条 (略)